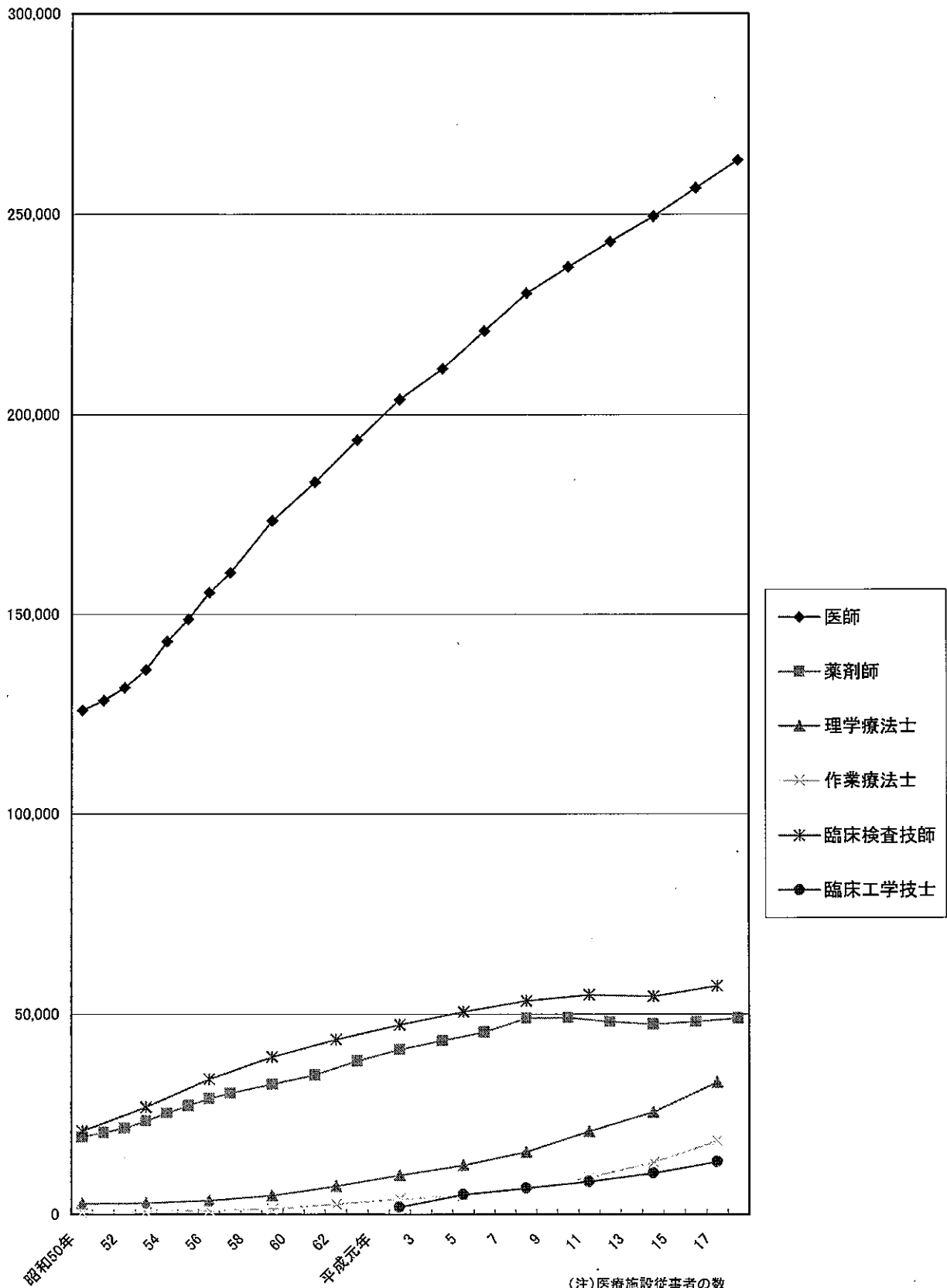


医療施設に従事している主な医療関係職種

職種	根拠法令
看護師	保健師助産師看護師法
助産師	同上
薬剤師	薬剤師法
診療放射線技師	診療放射線技師法
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法
作業療法士	同上
視能訓練士	視能訓練士法
臨床工学技士	臨床工学技士法
義肢装具士	義肢装具士法
言語聴覚士	言語聴覚士法

注) 歯科関係職種は除く

医師数等の医療従事者数の推移



(注)医療施設従事者の数
 (出典)医師・歯科医師・薬剤師調査 医療施設調査・病院報告

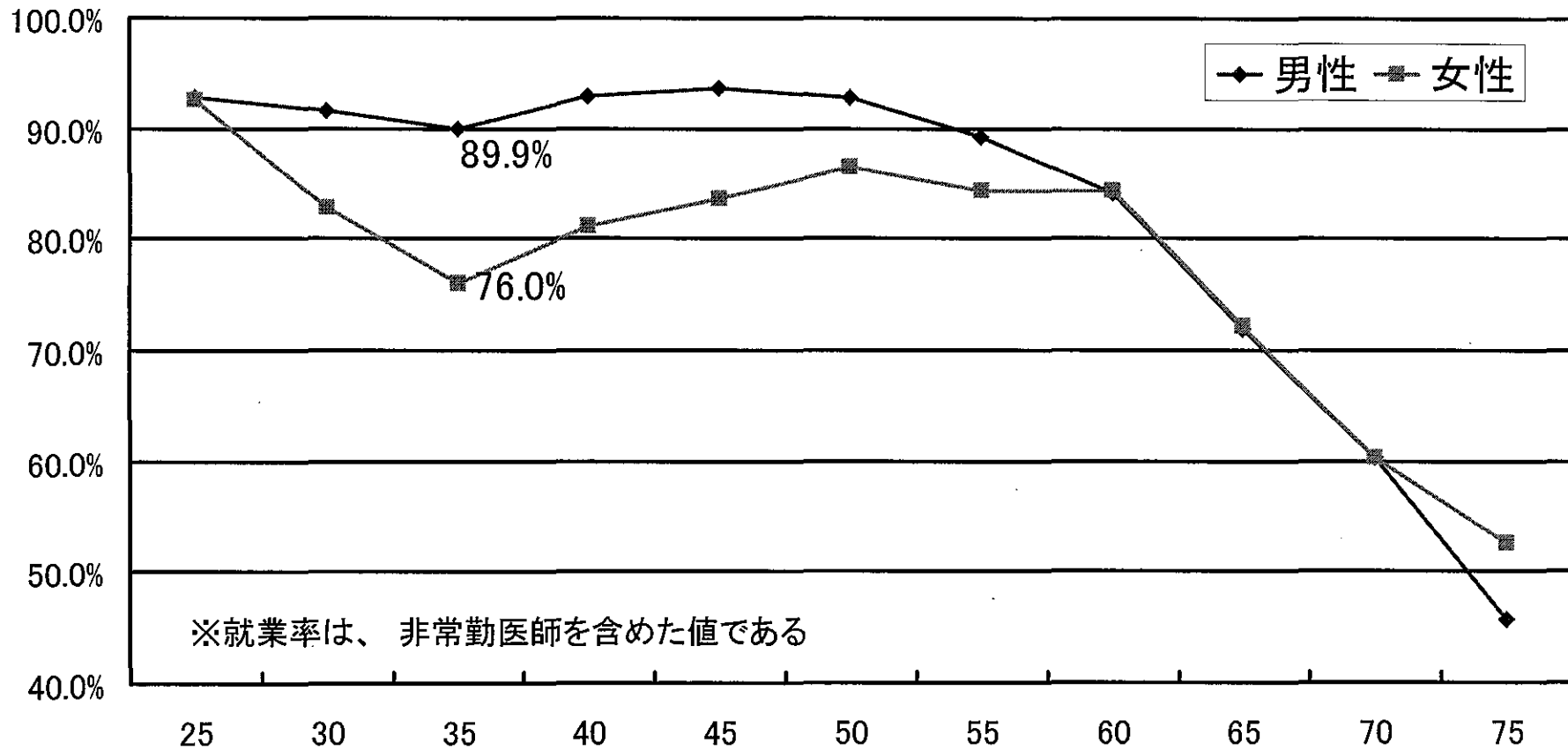
医師等の医療従事者数の推移

(単位:人)

	医師	薬剤師	理学療法士	作業療法士	臨床検査技師	臨床工学技士
昭和50年	125,970	19,392	2,778	583	20,770	
51	128,448	20,447				
52	131,628	21,584				
53	136,164	23,363	2,813	743	26,827	
54	143,125	25,274				
55	148,815	27,088				
56	155,422	28,892	3,501	934	33,689	
57	160,379	30,220				
58						
59	173,452	32,503	4,678	1,420	39,284	
60						
61	183,129	34,799				
62			7,114	2,558	43,605	
63	193,682	38,339				
平成元年						
2	203,797	41,214	9,849	3,816	47,353	1,857
3						
4	211,498	43,416				
5			12,315	4,838	50,517	4,988
6	220,853	45,553				
7						
8	230,297	48,984	15,620	6,397	53,258	6,544
9						
10	236,933	49,039				
11			20,736	9,145	54,753	8,174
12	243,201	48,150				
13						
14	249,574	47,536	25,487	12,961	54,476	10,321
15						
16	256,668	48,094				
17			32,980	18,382	57,007	13,151
18	263,540	48,964				

(注)医療施設従事者の数
 (出典)医師・歯科医師・薬剤師調査
 医療施設調査・病院報告

医師の就業率



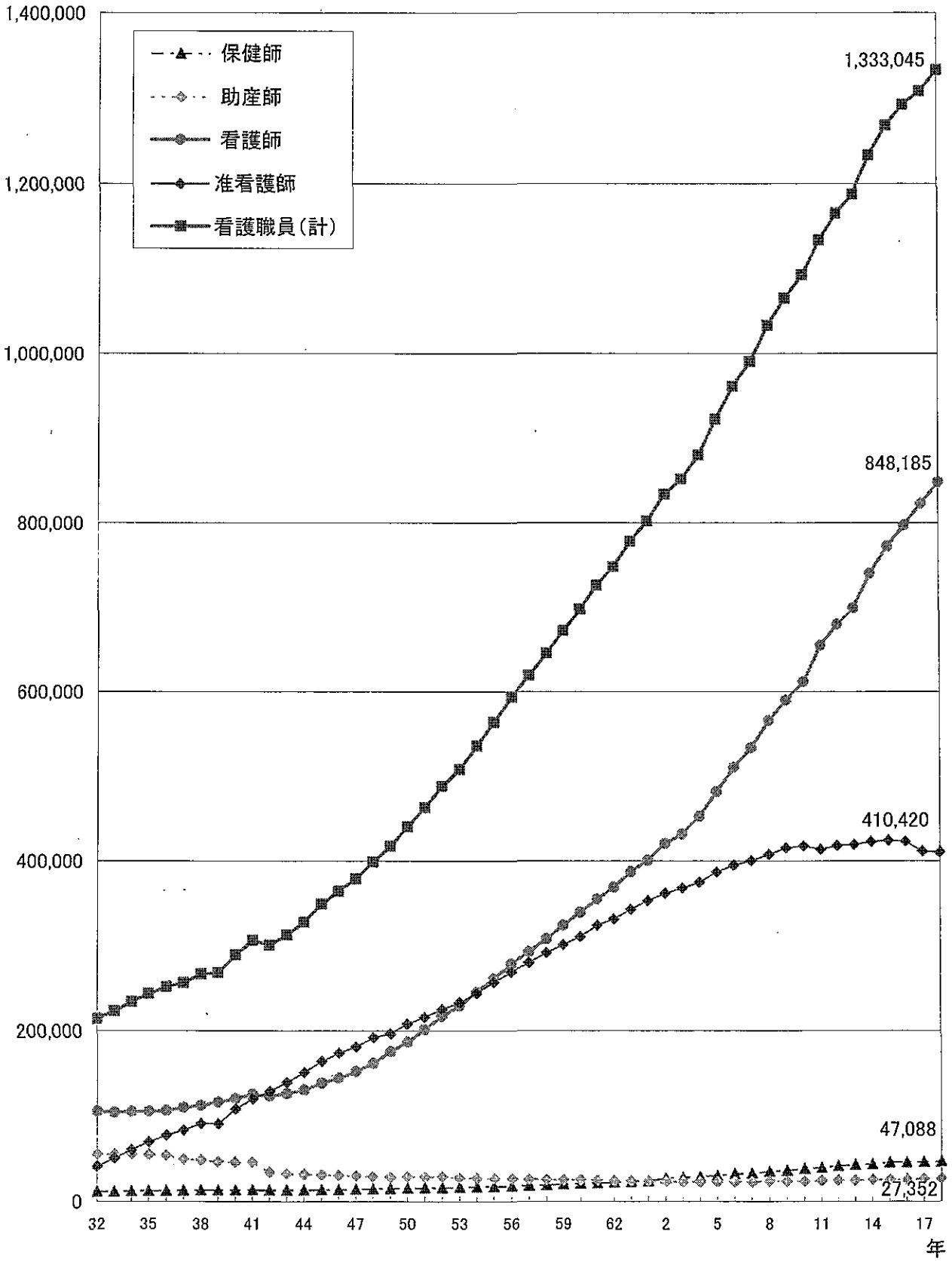
(参考) 一般女性の就業率

25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79
73.5%	63.5%	64.6%	71.1%	74.6%	70.9%	61.5%	43.5%	28.1%	17.7%	10.7%

出典:「日本の医師需給の実証的調査研究(平成18年報告)」主任研究者 長谷川敏彦
「就業構造基本調査(平成19年度)」総務省統計局

保健師、助産師、看護師、准看護師の就業者数の推移

単位:人



第六次看護職員需給見通し

(単位:人)

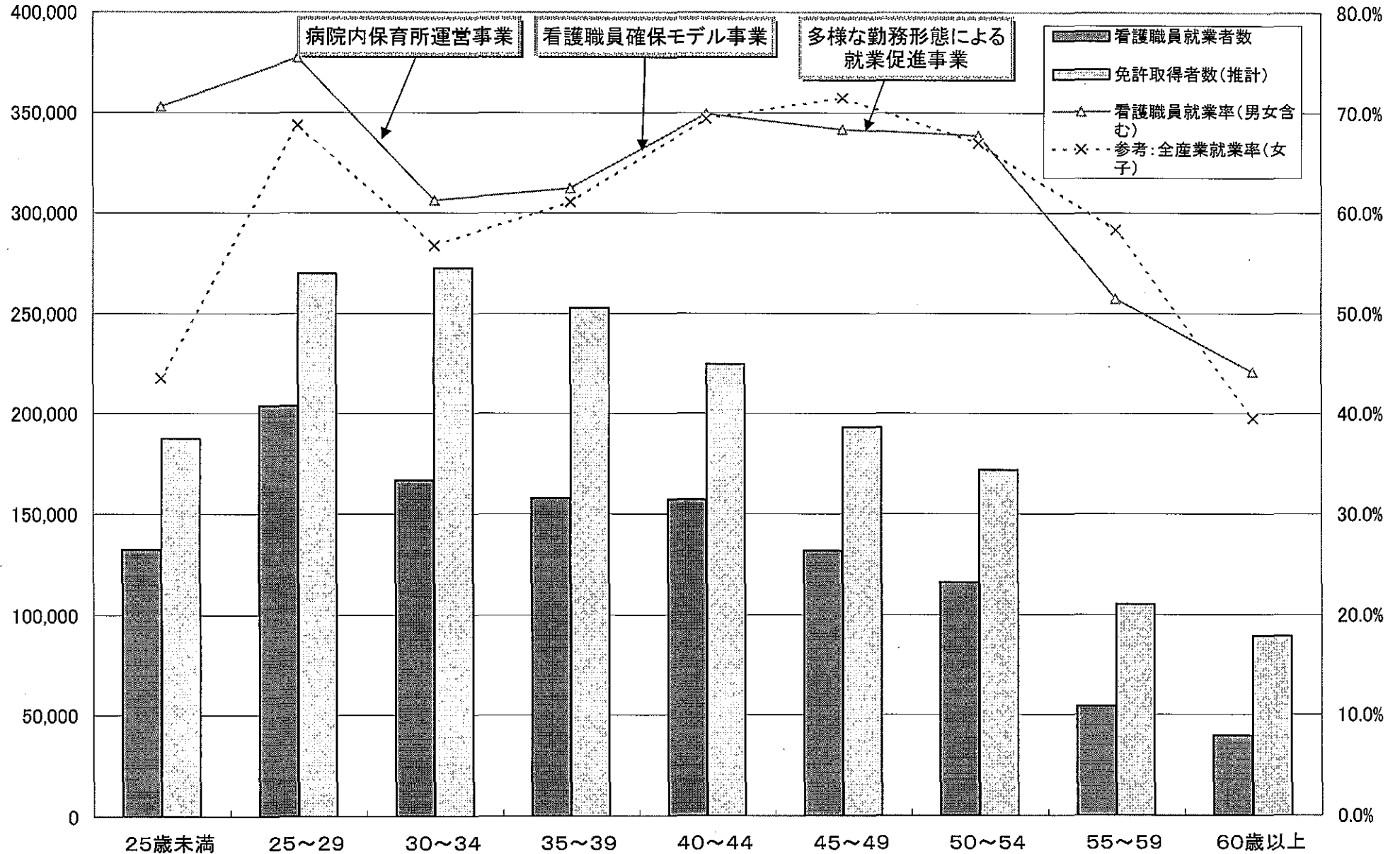
区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
需 要 見 通 し	1,314,100	1,338,800	1,362,200	1,383,800	1,406,400
① 病 院	813,900	830,400	846,100	860,100	874,800
② 診 療 所	246,200	247,900	249,600	251,300	253,100
③ 助 産 所	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
④ 介護保険関係	172,600	178,500	183,800	188,800	194,200
⑤ 社会福祉施設(④を除く)	15,600	16,100	16,600	17,100	17,600
⑥ 保健所・市町村	36,300	36,400	36,600	36,700	36,800
⑦ 教 育 機 関	15,900	15,900	15,800	15,900	15,900
⑧ 事業所、学校、その他	11,700	11,800	12,000	12,100	12,200
供 給 見 通 し	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900	1,390,500
① 年当初就業者数	1,251,100	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900
② 新卒就業者数	51,400	51,100	51,500	51,600	52,500
③ 再就業者数	85,000	88,200	91,200	94,600	98,400
④ 退職者数	115,000	114,600	114,800	115,400	116,300
需要見通しと供給見通しの差	41,600	41,700	37,100	27,900	15,900
(供給見通し/需要見通し)	96.8%	96.9%	97.3%	98.0%	98.9%

注) 四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

(人)

看護職員の年齢階級別就業状況

(%)



出典 ①看護職員就業者数＝「衛生行政報告例(H14年度)」厚生労働省統計情報部
 ②免許取得者数(推計)＝第六次看護職員需給見通し検討会資料
 ③全産業就業率＝「就業構造基本調査(H14年)」総務省統計局

前回職場の主な退職理由の推移

退職理由	平成13年			平成14年			平成15年			平成16年			平成17年			平成18年		
	人数 (人)	構成比	構成比 順位	人数 (人)	構成比	構成比 順位	人数 (人)	構成比	構成比 順位	人数 (人)	構成比	構成比 順位	人数 (人)	構成比	構成比 順位	人数 (人)	構成比	構成比 順位
出産・育児・子どものため	16,070	18.1%	(1)	16,574	17.1%	(1)	17,258	16.7%	(1)	16,574	16.1%	(1)	12,638	15.7%	(1)	12,998	16.3%	(1)
結婚	14,250	16.1%	(2)	15,099	15.6%	(2)	15,061	14.6%	(3)	13,393	13.0%	(4)	9,377	11.6%	(5)	8,882	11.1%	(5)
看護内容への不満	11,610	13.1%	(4)	12,719	13.1%	(4)	13,636	13.2%	(4)	14,275	13.8%	(3)	10,808	13.4%	(3)	10,459	13.1%	(3)
他分野への興味	11,678	13.2%	(3)	13,787	14.2%	(3)	15,324	14.9%	(2)	15,636	15.2%	(2)	11,616	14.4%	(2)	10,823	13.5%	(2)
人間関係	6,803	7.7%	(5)	7,280	7.5%		7,682	7.5%		7,496	7.3%		5,632	7.0%		5,584	7.0%	
転居	6,331	7.1%		7,336	7.6%	(5)	7,942	7.7%	(5)	7,875	7.6%		6,047	7.5%		5,943	7.4%	
自分の適性・能力への不安	5,865	6.6%		6,582	6.8%		6,990	6.8%		6,534	6.3%		4,717	5.9%		4,592	5.7%	
※労働条件と思われるもの	賃金への不満	5,891	6.6%	6,868	7.1%		7,609	7.4%		7,938	7.7%		6,123	7.6%		6,219	7.8%	
	労働時間への不満	6,028	6.8%	7,182	7.4%		7,950	7.7%	(5)	8,496	8.2%	(5)	6,787	8.4%		6,548	8.2%	
	残業量が多い	5,451	6.1%	6,453	6.7%		7,336	7.1%		8,452	8.2%	(5)	7,238	9.0%		7,226	9.0%	
	休みがとれない	4,941	5.6%	5,779	6.0%		6,320	6.1%		7,186	7.0%		6,169	7.7%		5,995	7.5%	
	夜勤回数への不満	2,520	2.8%	2,732	2.8%		2,764	2.7%		2,860	2.8%		2,327	2.9%		2,346	2.9%	
	福利厚生がない	1,036	1.2%	1,197	1.2%		1,362	1.3%		1,743	1.7%		1,676	2.1%		1,799	2.2%	
	計	25,867	29.2%		30,211	31.1%		33,341	32.4%		36,675	35.6%		30,320	37.6%		30,133	37.7%
以下省略																		
総計	88,714			97,035			103,044			103,105			80,561			79,983		

出典)潜在看護職員の就業に関する報告書(日本看護協会)

注)平成13年から平成15年は求職者1人につき3つまで回答、平成16年は回答数に制限はない

注)※印は医政局看護課が分類


専門看護師・認定看護師の概要

	専門看護師	認定看護師
目的	複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識及び技術を深め、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上をはかる。	特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができ、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上をはかる。
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・実践 ・倫理調整 ・相談 ・教育 ・調整 ・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践 ・指導 ・相談
専門・認定看護分野(人)	<ul style="list-style-type: none"> ・がん看護(104) ・精神看護(44) ・地域看護(8) ・老人看護(12) ・小児看護(22) ・母性看護(14) ・慢性疾患看護(17) ・急性・重症患者看護(16) ・感染症看護(1) ・家族支援(未) <p style="text-align: center;">* 2008年2月現在 合計238人</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・がん化学療法看護(268) ・がん性疼痛看護(323) ・感染管理(769) ・緩和ケア(573) ・救急看護(360) ・集中ケア(421) ・手術看護(116) ・小児救急看護(62) ・新生児集中ケア(113) ・摂食・嚥下障害看護(108) ・透析看護(74) ・糖尿病看護(175) ・乳がん看護(79) ・認知症看護(61) ・皮膚・排泄ケア(818) ・不妊症看護(73) ・訪問看護(65) <p style="text-align: right;">* 2008年6月現在 合計4,458人</p> <p>※2008年新たな分野特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中リハビリテーション看護 ・がん放射線療法看護
教育機関	34大学院102課程	31機関58課程
認定機関	日本看護協会	

平成19年12月28日付け医政局長通知

「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」

- 医師でなくても対応可能な業務を医師が行っていることが病院勤務医の厳しい勤務環境の一因。
- このため、医師等でなくても対応可能な業務例を下記のとおり整理。

事務職員・看護補助者	助産師	看護師等
<ul style="list-style-type: none">① 書類等の記載の代行<ul style="list-style-type: none">・診断書・診療録・処方せん・主治医意見書等② オーダリングシステムへの入力代行（診察や検査の予約）③ 院内の物品の補充・患者の検査室等への移送等	<ul style="list-style-type: none">① 正常分娩における助産師の活用② 妊産婦健診や相談における助産師の活用③ 病院内で医師・助産師が連携する仕組みの導入（院内助産所・助産師外来等） 	<ul style="list-style-type: none">① 訪問看護等における医師の事前指示に基づく薬剤の投与量の調節【看護師】② 静脈注射の実施【看護師】③ 救急医療における診療の優先順位の設定【看護師】④ 採血の実施・検査の説明【臨床検査技師】⑤ 病棟等における薬剤管理【薬剤師】⑥ 医療機器の管理【臨床工学技士】

平成20年度看護職員確保対策予算について

(1) 中央ナースセンター事業

140百万円

求人・求職情報の提供や無料職業紹介など潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等を推進し、看護職員の確保を図る。

・看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業

8百万円(140百万円の内数)

看護職員確保のため、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例の収集・紹介を行うとともに、医療機関の人事・労務担当者に対する普及研修を実施することにより、就業促進を図る。

○概要

- ・補助先 (社)日本看護協会
- ・補助率 定額

(2) 病院内保育所運営事業

1,535百万円

子供を持つ看護職員、女性医師等の医療従事者が安心して勤務を継続、あるいは再就業の環境整備のための病院内保育施設(民間立)の運営等に対する補助を実施し、離職防止・復職支援を図る。

○概要

- ・補助先 都道府県(医療法人、医師会等の民間立)
- ・補助率 定額(1/3相当)
- ・負担割合 国1/3、県1/3、事業者1/3

(3) 看護職員確保モデル事業

78百万円

約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。

○概要

- ・委託先 都道府県
- ・研修期間 20日間、30日間、60日間

(4) 助産師確保総合対策事業

126百万円

産科診療所への就業のための啓発普及を行うとともに、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所での就業を促進し、助産師の確保を図る。

○概要

- ・委託先 都道府県
- ・研修期間 モデル1:30日間、60日間、モデル2:20日間、40日間

(1) 中央ナースセンター事業 事業概要

(ア) 都道府県ナースセンター 47か所

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、次の事業を行う。

- ① 近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ② 高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業(訪問看護師養成講習会等)
- ③ 看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

(イ) 中央ナースセンター

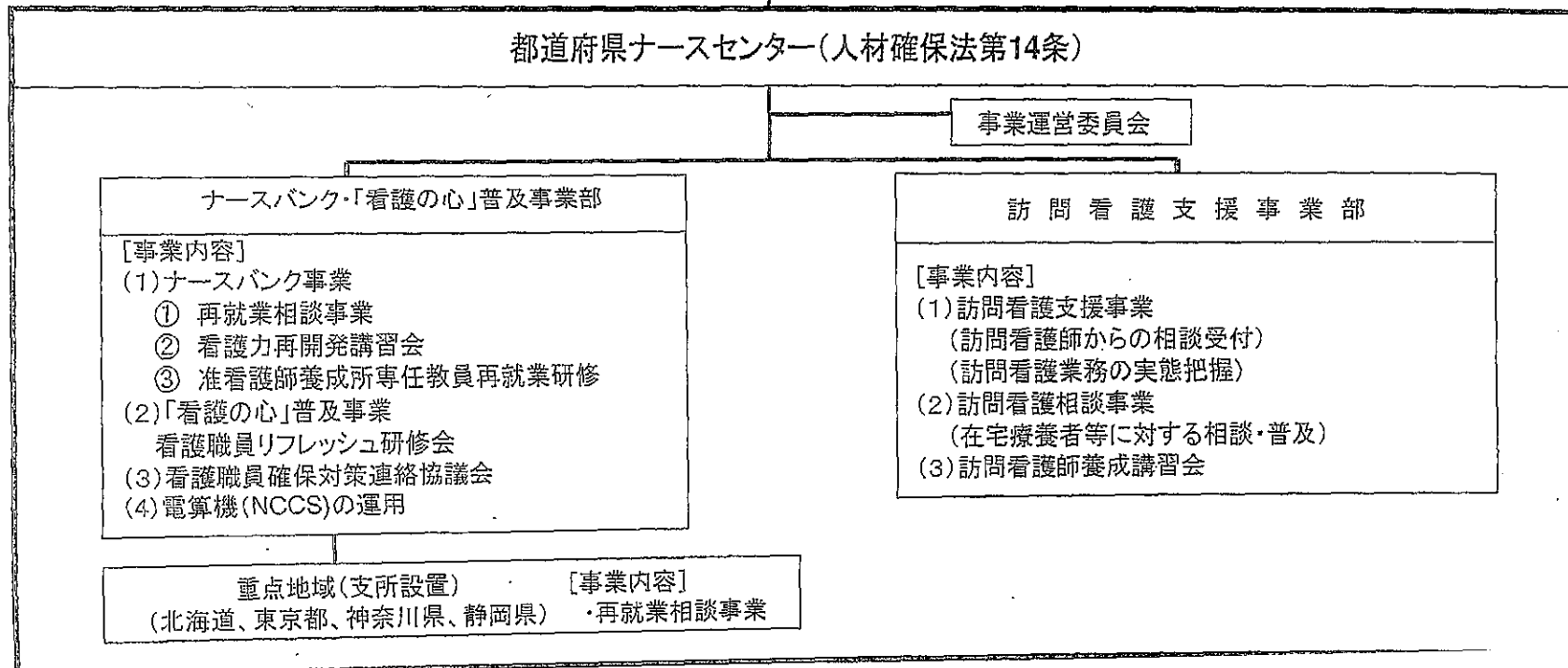
1か所(各都道府県ナースセンターの中央機関)

ナースセンター組織図

中央ナースセンター(人材確保法第20条)

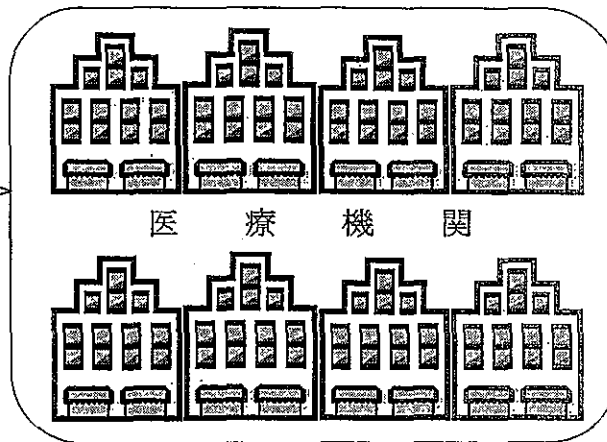
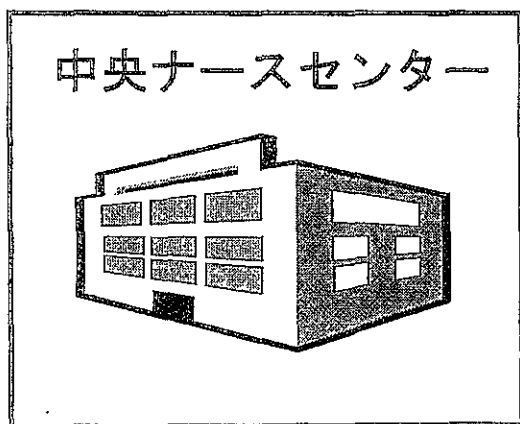
[事業概要] 都道府県ナースセンターの中央機関として下記の事業を行う。

- ① 事業の調査及び企画調整
- ② 事業定期報告の集計・分析
- ③ 都道府県ナースセンターの全国会議
- ④ 電算機(NCCC)の運用



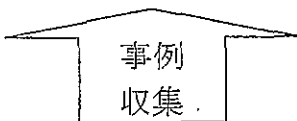
○看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業 7,815 千円 (139,690 千円のうち数)

出産や育児等のため通常の3交替制勤務が困難な看護職員や潜在看護職員の就業促進を図るため、看護職員が多様な勤務形態で就業している医療機関の人事、労務管理に関する事例集を作成し、他の医療機関の人事、労務担当者に対する普及研修を行う。

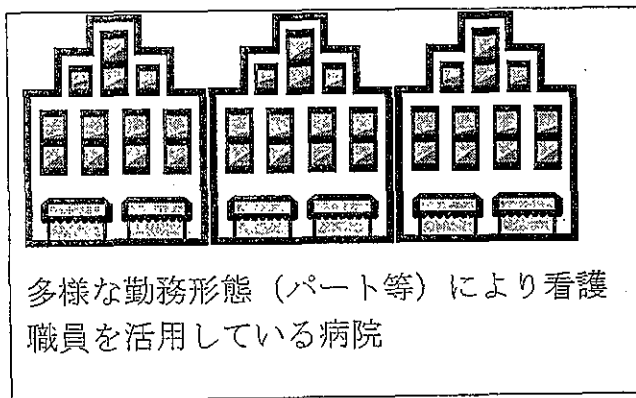


(実施事業)

- 1 多様な勤務形態(パート等)により看護職員を活用している病院の人事・労務管理の事例収集及び事例集の作成
- 2 人事・労務管理の事例集の配布
- 3 人事・労務管理の事例集による医療機関の人事・労務担当者に対する普及研修の実施



事例
収集



(2) 病院内保育所運営事業 事業概要

◎趣旨

子どもを持つ看護職員等の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部(人件費等)や、開設のための施設整備について補助をするもの。

また、24時間保育、病児等保育に対応するための助成も実施。

◎概要

○補助率 1/3(国1/3、県1/3、事業者1/3)

○平成20年度予算額 1,535百万円 (平成19年度予算額 1,333百万円)

○平成20年度予算：運営費補助か所数1,064か所、24時間保育促進費対象648か所、
病児等保育対象74か所、緊急一時保育加算対象50か所

○平成20年度予算における改正

- ・補助要件(最低保育児童数2人以上 → 1人以上)の緩和
- ・緊急一時保育に対する加算を追加
- ・開設のための施設整備費について追加

※運営費については、公立医療機関及び公的医療機関については一般財源化されており、補助金の対象は民間病院のみ

※施設整備については、公的医療機関及び民間病院のみ補助対象

(参考)院内保育を実施している病院数：2,754か所(平成17年)

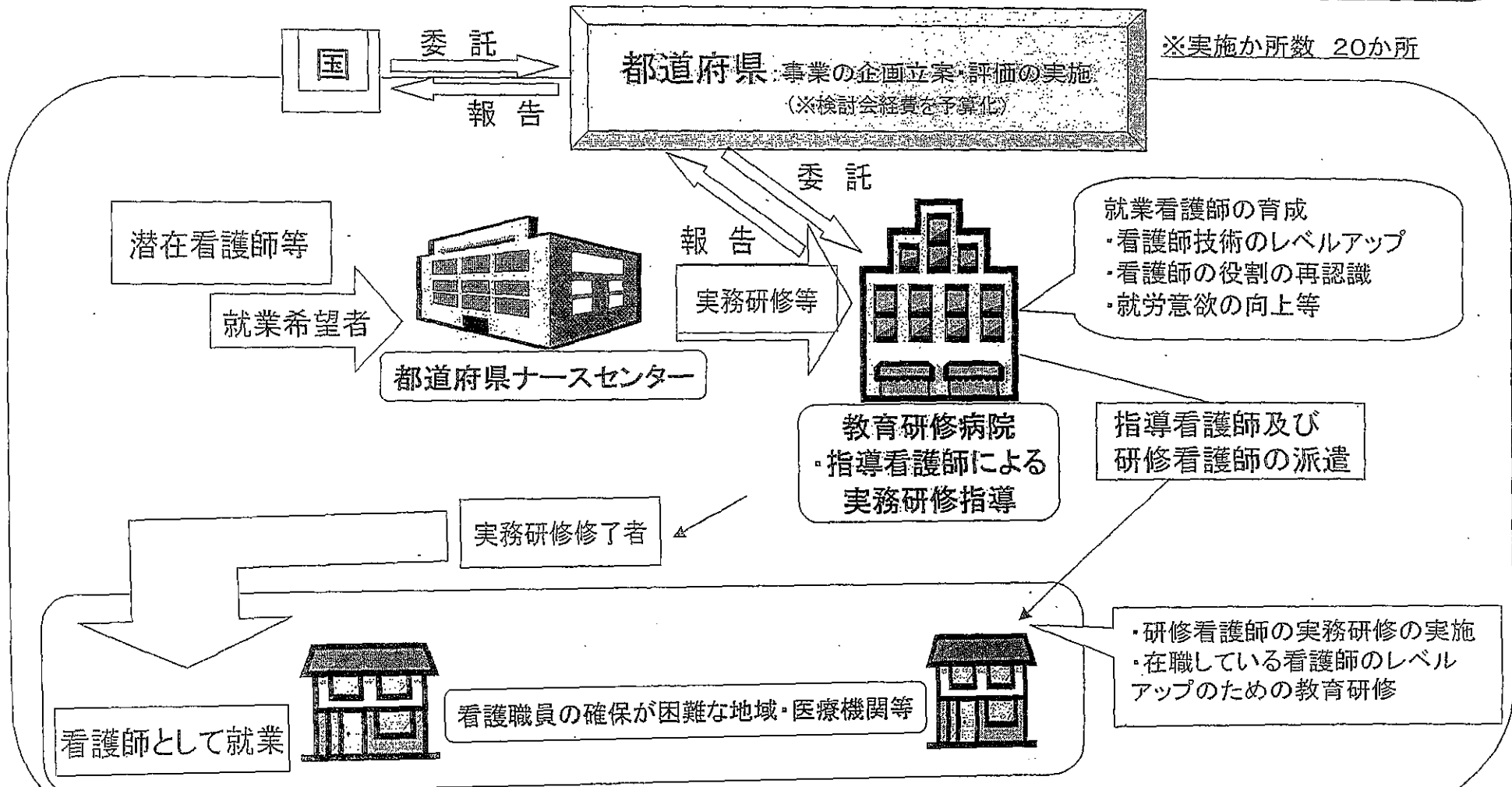
(上記補助金を受けていないものも含む)

(3) 看護職員確保モデル事業 事業概要

平成20年度予算額
78,326千円

平成19年度予算額
(100,578千円)

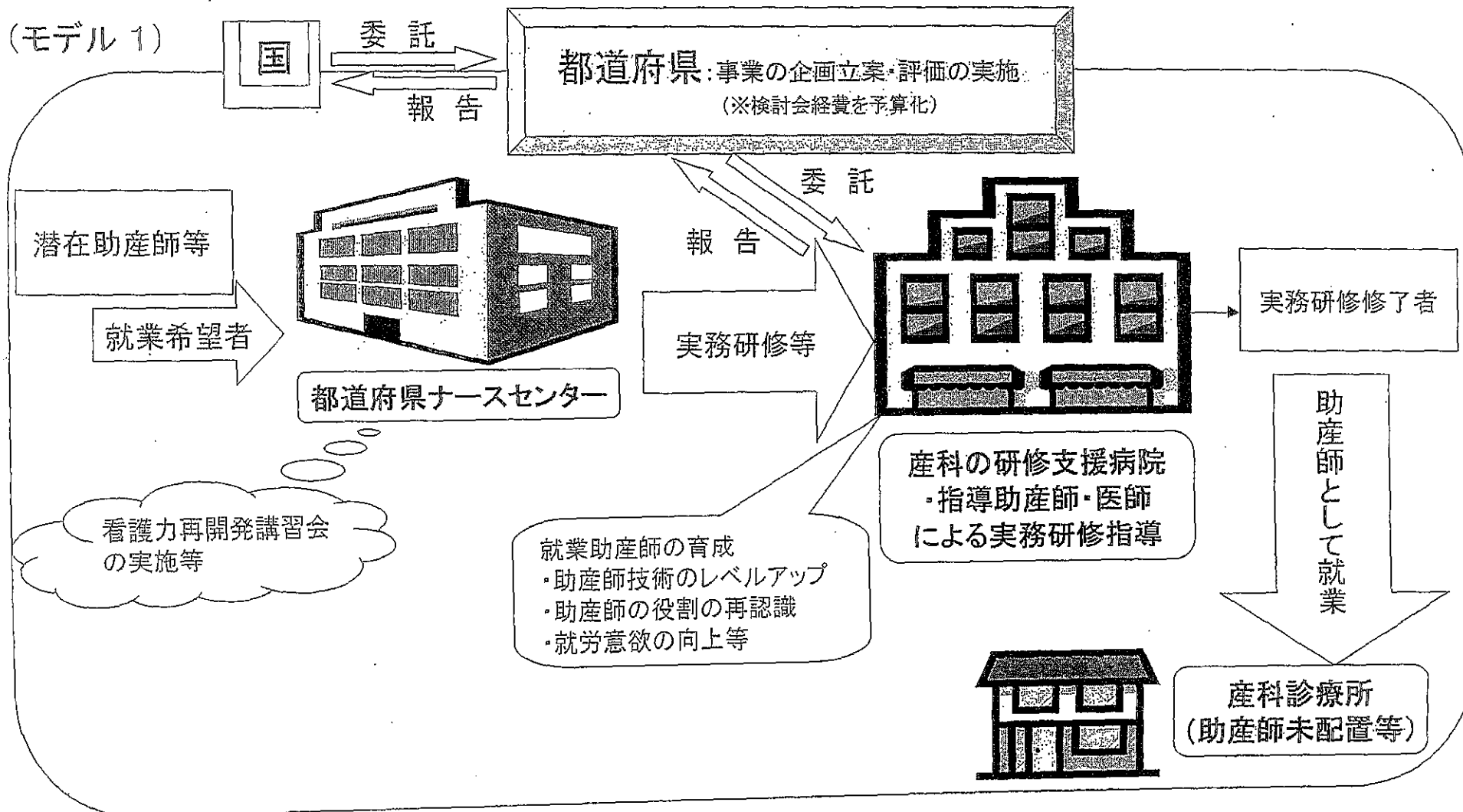
・特定の地域及び中小病院等では、看護職員の確保が困難な医療機関が未だ沢山あり、早急に看護師の確保に向けた体制整備を行い、長期的な看護職員の確保及び質の向上を図る必要がある。
 ・実施事業としては、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより就業の促進を進めるものである。



(4) 助産師確保総合対策事業 事業概要

助産業務は、保健師助産師看護師法第30条において、医師又は助産師しか行うことのできない業務があるが、助産師のいない産科診療所においては、医師のみの対応だけでは困難な場合があることから、早急に助産師の確保に向けての体制整備が必要である。特に助産師は助産業務を通じて妊産婦及び新生児に直接ケアを提供することが多いことから、安心、安全な出産のために重要な役割にある。

このため、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術に係る臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い助産師を育成し、産科診療所への助産師の就業を促進を図り、産科診療所における安心・安全な助産の充実に努めるものである。



(モデル 2)

